

「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」の一部改正について

教育庁教育振興部教職員課

1 規則の概要

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（平成元年千葉県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の規定により、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が授与する教育職員免許状等に関し必要な事項を定めた規則である。

2 改正理由

- （1）教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による免許法の一部改正により普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等が行われ、教員免許更新制が廃止されたところ、改正前の教員免許更新制により失効となった免許状の再授与について、令和4年6月21日【4文科教第444号】「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」において、申請者に対して過去に普通免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与申請手続に努めるよう文部科学省より通知された。これを受けて、規則で定める申請時の提出書類について、書類の一部を省略する等の普通免許状に関する手続の見直しを行い、円滑な再授与等の手続を行うことができるよう、所要の改正を行う。
- （2）教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）により、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）等で定める各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名を併記することが可能となったことを踏まえ、規則で定める各種様式について所要の改正を行う。

3 改正の概要

- （1）教員免許更新制により失効した普通免許状に係る再授与等の申請があった際、過去に普通免許状を県教育委員会より授与された事実を確認できる場合には従来添付を求めていた書類の一部を省略等できることとする。
- （2）規則で定める各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名を併記可能とすることとする。
- （3）その他所要の規定の整備を行うこととする。